

No.	質問	回答
1	署名前にブラウザで文書を確認できるとのことだが、印刷は出来るか。	署名画面の右上にダウンロードボタンがあるため、PDFをダウンロードし、印刷することが可能です。
2	テストで電子契約の一連の流れを試すことはできるか。	市に連絡を頂ければダミーデータで電子契約を実施可能です。
3	契約締結証明書はダウンロードできるか。	GMOアカウントがないとダウンロードできません。 GMOアカウント作成は有償となるため、契約締結証明書が必要な場合は市に連絡してください。市からメール等で提供します。
4	電子契約を行うまでの流れはどのようになるのか。	落札後に業者決定した段階で、市から紙契約か電子契約かの意向確認を行います。 電子契約の場合は、電子契約利用申請書を市に提出してください。電子契約利用申請書に記載のメールアドレスとアクセスコードを使用し、電子契約を実施します。
5	電子契約の対象はどの契約か。	令和6年度単価契約物品と、令和6年度以降に実施する入札案件を対象とします。 その他、契約担当課以外が締結する契約については、令和7年度からの利用を予定しています。
6	電子契約には契約書1枚だけ添付されるのか。その他の約款や仕様書の取扱いはどうなるのか。	電子契約には契約書表紙の他に約款、仕様書等も含めて登録し、内容の確認をしていただきます。
7	単価契約の場合、見積依頼から見積書提出までの期間が短縮されるのか。	見積依頼から見積書提出までの期間はこれまでと変わりません。 見積書が提出され、業者決定した以降の契約手続きのみ変更があります。
8	電子契約はいつから開始されるのか。	令和6年度単価契約物品と、令和6年度以降に実施する入札案件を対象としています。 単価契約物品の契約は令和6年3月末に実施する予定です。 入札案件は令和6年4月以降開始です。

No.	質問	回答
9	電子契約サービスに接続する際、パソコン側でクッキーの設定等特殊な設定は必要か。	必要ありません。
10	電子契約利用申請書の認定番号、契約案件名には何を入力すればよいか。	電子入札の場合は、事前にながわ電子入札共同システムへの業者登録が必要となります。登録時に認定番号が発行されていますので、その番号を記載してください。 入札以外の案件で認定番号がない事業者の場合は記載不要です。 契約案件名には入札件名や見積依頼時の案件名を記載してください。
11	前金払申請書の提出方法は変わるのか。	前金払申請については、電子契約開始後もこれまで通りの紙による申請となります。
12	紙の場合は押印済みの契約書を一部保管すればよかったが、電子契約になったらどうすればよいか。	電子署名完了後に通知されるメールからPDFをダウンロードして保管してください。
13	契約保証証書を用意してから電子契約するのか。	必要書類を全て市に提出してから電子契約を行います。
14	契約保証証書を作成する際に、これまでは契約書の写しを保証会社に提出していたがどのようにすればよいか。	契約保証証書は電子契約締結前に用意をして頂く必要があります。保証事業会社にどのような書類を提出するかは今後調整し、契約時に適切な方法を指示します。 (※後日回答) 保証事業会社に確認したところ、保証証書は、保証証書に記載する事項が確認できる資料を添付すれば、請負契約書の写しの添付がなくとも対応いただけるのとことです。(例：落札決定通知書と入札公告資料の写しを添付等) 詳細については、申請する際に保証事業会社に御相談ください。
15	解体工事に関する費用等として提出する資料はPDFやWord等どのような形式で送付する必要があるのか。	どちらでも問題ありませんが、Word等だと修正できてしまうため、PDFが望ましいと思います。
16	電子署名済みのPDFを他者に提出する必要がある場合、契約書の原本性を証明するには、契約締結証明書がなければならないのか。	電子署名済みのPDFがあれば原本の証明ができます。契約締結証明書が必要な場合は市にご連絡ください、

No.	質問	回答
17	契約変更にも利用するのか。	契約変更でも電子契約は利用可能です。